

民商の定期総会に向けて 商工新聞読者と会員を増やしましょう!!

2017年6月19日(月)発行

No.237



名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

刑事裁判の原則ゆがめた1審判決を許すな!! なんとしても「無罪」を勝ち取ろう!!



＝ 報告する 本藤・国民救援会副会長 ＝

申告納税権を否定 共謀罪の先取り許すな
6月11日(日)午後2時から「倉敷民商弾圧事件棚屋判決報告集会」(主催「無罪を勝ち取る愛知の会」)が開かれ県下の民商や国民救援会から約50名が参加しました。名古屋北部民商からは、役員2名、事務局2名が参加しました。

国民救援会副会長・本藤修さんより判決内容の報告。この判決内容がいかにも異常なものであるか、詳しく語っていただきました。

憲法のもとで定着している申告納税制度を否定し「申告納税権と言う憲法上の権利などない」と言い放った裁判長。市民を敵視し、法廷に

国保加入者の6割の方が減免されます 必ず減免申請しましょう!!

国民健康保険(国保)には、申請すると保険料や医療費などの負担が軽減される制度があります。その中に名古屋市内約20万世帯が特別軽減の対象となる制度があります。しかし、あまり利用されていないのが実情です。

今月初めに届いた通知書の減額額⑥の「割合」という箇所には2・5・7のいずれかの数字が記載されている方は、申請をすると1人につき2,000円減免されます。(※下図参照)

対象者の人数は国保料納入通知書の下の方にある「保険料算定内訳」の人数の中に「○人」と記載されていますので、複数人の場合は全員分申請しましょう。

★ まずは「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認します

<p>「7」または「5」の場合 申請すればさらに「特別軽減」で1人につき年間2,000円減免されます。</p>	<p>「2」の場合 申請すればさらに「特別軽減」(1人につき年間2,000円減免)、または、障がい者、寡婦(寡夫)、65歳以上の方は「均等割」の3割が免除されます。</p>	<p>「空欄」の場合 ※(減額額⑥=0)で、「所得割額④」に金額のある方 ●夫が高収入であっても、妻の収入が少なければ、「均等割」の3割(約15000円)が減免される場合があります。 ●障がい者、寡婦(夫)、一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。 ●所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。</p>
--	---	---

《見本：Aさん宅に届いた通知書》

所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	免除額⑦	保険料額⑧	差引増額額⑨
*****円	*****円	*****円	*****円	*****円	*****円
※(空欄)	3,359円	101,586円	50,794円	5	54,150円
※(空欄)					54,150円

申請には平成28年中の所得の申告が必要です。済ましていない方はすみやかに市民税課に申告を。

保険証と国保料納入通知書を持って区役所の保険年金課または福祉課へ行けば申請できます。

(※印鑑は不要です)

国保料減免の相談会

日時：7月6日(木) 午後2時～3時

場所：民商事務所

平成28年分の申告書の控えと6月初めに届

40人もの警察官を待機させ、不当判決に声を上げた傍聴者に対し「あの女性を逮捕しなさい」と命令したとのこと。

本藤副会長は「刑事事件などで、よく吟味して無罪判決する裁判長でも国家と対峙するような裁判だと、とたん

に腰砕けになる人はけっこういる」と語りました。広島高裁では10月27日と12日に公判が決定していますが、10月の公判に向けて「署名とカンパをたくさん集めよう」「共謀罪の先取りを許さないぞ!」と参加者全員、決意を新たにしました。

最多の出席で

第3回理事会を開催

6月9日(金)、第3回理事会を開催しました。

今期、最多の28名の出席で成立し、総会方針(案)、決算・予算(案)を確認しました。

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!